

- 材料を使用したふたのある容器に別に保管し、当該容器には、未消毒と表示すること。
- ④ 仕上げの終わった洗濯物は、汚染のおそれのない格納設備に保管し、当該格納設備には、仕上済みと表示すること。
 - ⑤ 食品（その添加物を含む。以下同じ。）の製造、加工、調理、貯蔵又は販売（以下「食品の販売等」という。）を併せて行う場合においては、食品の販売等のための施設と隔壁を設けて完全に仕切ること。
 - ⑥ 前号に規定する場合において、洗濯物と食品を併せて取り扱う者については、手指の消毒その他清潔を保持するための措置を講ずること。
- (3) この条例は、平成15年1月1日から施行することとした。ただし、(1)の①のロの規定は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととした。
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成14年12月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第56号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

- 第63条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。
- 4 知事は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第110条第3項又は第111条後段の規定により読み替えて適用される同法第73条第1項第2号に掲げる者が、同法による第一種市街地再開発事業（同法第110条第1項前段の規定により定められる権利変換計画に基づいて行われる第一種市街地再開発事業にあつては、次の各号のすべてに該当するもの（同法第2条第2号に規定する施行者が地方公共団体であるときは、第1号及び第2号に該当するもの）に限る。）の施行に伴い同法第73条第1項第3号に規定する宅地、借地権又は建築物（以下「従前の宅地等」という。）に対応して与えられる不動産を取得した場合においては、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該不動産の価格に同法第110条第3項又は第111条後段の規定により読み替えて適用される同法第73条第1項第4号に規定する施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利又は建築施設の部分の価額（同法第103条第1項の規定の例により確定し、又は同法第111条後段の規定により読み替えて適用される同法第103条第1項の規定により確定した価額とする。）の合計額に対する従前の宅地等の価額（同法第110条第1項前段又は同法第111条前段の規定により定められる権利変換計画において定められた価額とする。）の合計額の割合を乗じて得た額に相当する額に税率を乗じて得た額に相当する税額を軽減することができる。
- (1) 従前の宅地等の価額が近傍類似の土地又は近傍同種の建築物の取引価格等を考慮して定められた相当の価額である旨が都市再開発法第110条第1項前段の規定により定められた権利変換計画（以下「権利変換計画」という。）に記載されていること。
 - (2) 都市再開発法第110条第3項の規定により読み替えて適用される同法第73条第1項第4号に規定する施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の価額（第3号において「権利の価額」という。）を同法第103条第1項の規定の例により確定するものとする旨が権利変換計画に記載されていること。
 - (3) 従前の宅地等の価額が近傍類似の土地又は近傍同種の建築物の取引価格等を考慮して定められた相当の価額であること及び権利の価額が都市再開発法第103条第1項の規定の例により確定されていることが当該権利変換計画を認可した行政庁が発行する書面により証明されていること。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第63条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する不動産取得税について適用する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成14年12月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第57号

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第194号中「第52条第7項、第8項又は第11項」を「第52条第9項、第